総 行 公 第 1 号 令和2年1月10日

各都道府県総務部長 (人事担当課、市町村担当課、区政課扱い) 各都道府県人事委員会事務局長 各政令指定都市総務局長 (人事担当課扱い) 各政令指定都市人事委員会事務局長

殿

総務省自治行政局公務員部公務員課長 (公印省略)

「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査 (勤務条件等に関する附帯調査)」の結果等について(通知)

近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活躍することが期待されるようになっています。

今般、「勤務条件等に関する調査の附帯調査について (照会) (令和元年 5 月 30 日付総行公第 12 号)」のうち「営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査」の結果について、別添 1・2 のとおり取りまとめましたので、社会貢献活動等を含む職員の兼業の許可に当たっては、下記事項にご留意の上、適切に対応していただくようお願いします。

また、各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対してもこの旨 周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方公務員法第 59 条(技術的助言)及び地方自治法第 245 条の4(技術的な助言)に基づくものです。

1 許可基準の設定について

地方公務員法第38条第1項に基づき任命権者が一般職の地方公務員に対して行う許可(以下、「兼業許可」という。)については、①営利団体の役員等を兼ねること、②自ら営利企業を営むこと及び③報酬を得て事業又は事務に従事することを対象としている。

兼業許可に係る基準を設定している団体は、今般の調査結果によると、都道府県及び市区町村のうち4割程度にとどまるが、兼業許可の公平性を確保する観点からは、「『「職員の兼業の許可について」に定める許可基準に関する事項について(通知)』について(送付)(平成31年4月26日事務連絡)」等の既存の通知や国家公務員法、人事院規則等(別添3)を踏まえ、各地方公共団体において詳細かつ具体的な許可基準を設定すべきものであること。

2 許可基準の公表について

兼業許可に係る基準を内外に公表している団体は、今般の調査結果によると、都道府県及び市区町村のうち2割程度にとどまるが、兼業許可の透明性や予測可能性を確保し、社会貢献活動等の兼業を希望する職員が許可申請を躊躇なく行えるようにする観点からは、各地方公共団体において許可基準を公表すべきものであること。

3 兼業許可の運用について

兼業許可は、①職務の能率の確保、②職務の公正の確保、③職員の品位の保持といった観点から行われるものであることから、①兼業による心身の著しい疲弊のため職務の能率に悪影響を与える、②兼業先と利害関係があるため職務の公正を確保できない、③報酬が社会通念上相当と認められる程度を越えるため公務の信用を損ねるといった兼業による弊害を防ぐため、各地方公共団体において兼業許可に一定の有効期間を設定した上で、兼業先の業務内容の報告を受けるなど、その実態把握等を定期的に行うべきものであること。

連絡先

公務員課公務員第二係 大山、守屋 電話 03-5253-5543 (直通)

営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する実態調査 (H31.4.1時点)

(単位:件)

		社会貢献活動の許可件数 ※1						
	類型 Ⅰ 類型 Ⅱ 類型 Ⅲ				小	小計		
	H29	H30	H29	H29 H30		H30	H29	H30
都道府県	36	36	0	1	1,280	1,318	1,316	1,355
指定都市	13	19	1	2	382	530	396	551
市区町村	366	355	88	86	8,318	9,159	8,772	9,600
合計	415	410	89	89	9,980	11,007	10,484	11,506

※1 兼業許可の類型(地方公務員法第38条)

類型 I:営利企業を営むことを目的とする

会社その他の団体の役員等を兼ねる

類型Ⅱ:自ら営利企業を営む

類型Ⅲ:報酬を得て事業又は事務に従事

			Ą	その他の活動	かか許可件数				ᆉᆿᄽ	ᄴᄼᆗ	
	類型 I		類型Ⅱ		類型Ⅲ		小	計	許可件数合計		
	H29 H30		H29	H30	H29	H30	H29	H30	H29	H30	
都道府県	522	471	333	402	4,938	4,955	5,793	5,828	7,109	7,183	
指定都市	114	113	123	97	973	1,132	1,210	1,342	1,606	1,893	
市区町村	1,257	1,342	1,635	1,659	15,980	19,992	18,872	22,993	27,644	32,593	
合計	1,893	1,926	2,091	2,158	21,891	26,079	25,875	30,163	36,359	41,669	

	許可基準	準の設定	基準設定	主体 ※2	基準の	の内容	基	準の周知状	況	許可	許可の有効期間 ※3	
	有	無	人事委員会	任命権者	国基準	独自基準	対内外	庁内	人事当局内	1年以下	2年以下	2年超
都道府県	40	7	34	8	26	14	27	11	2	8	1	31
指定都市	17	3	12	6	14	3	13	3	1	2	0	15
市区町村	646	1075	2	642	553	93	313	251	82	152	40	451
合計	703	1085	48	656	593	110	353	265	85	162	41	497

- ※2 人事委員会と任命権者の両方で許可基準を設定している団体も一部存在
- ※3 国家公務員の兼業許可の有効期間は原則として2年間

許可基準を明確にして社会貢献のための兼業を促進している事例①

別添2

地方公共団体が<u>許可基準を設定して広く公表</u>することで、<u>兼業許可の公平性・透明性・予測可能性を確保</u>するとともに、地域活動に関する兼業を積極的に促進している事例

地域貢献応援制度(神戸市)

市長が取組を推進し、職員へ活用を呼びかけ

(1) 制度導入の経緯

- ■平成29年4月より、「営利企業への従事等の許可」の運用形態の 一つとして導入。
- ■制度設計の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化等に 伴い、担い手不足が進んでいることがある。
- ■市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における 課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としてい



制度利用累計 9件※



※平成31年3月時点

活動内容: 須磨海岸での障害者支援活動

須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、NPO法人を設立。 運営側の立場からみても、ボランティア=無償ではなく対価を得るという形で評価できる。この制度を利用して、神戸をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい。

(2) 許可要件

対象職員

- ■一般職の職員
- ■活動開始予定日において在職6ヶ月以上

赤字は平成30年12月 以降に緩和した要件

対象活動

- ■報酬等を得て行う、公益性の高い継続的な地域貢献活動
- 社会的課題の解決を目的とし、神戸市内外問わず地域の発展・ 活性化に寄与する活動

要件審查

- ■勤務成績が良好
- ■勤務時間外、週休日及び休日の活動
- ■許容できる範囲の報酬
- ■過去5年以内に活動する団体との契約、補助、指導、処分を行う 職に就いていない
- ■営利を主目的とした活動でない

活動内容:手話通訳活動

手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人の役に立ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。

手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できている。



- 空家・空き地を活用した地域コミュニティの場の整備
- 摩耶山活性化の取組としての山上ロシア語教室 の開催
- スポーツ推進委員(他自治体)等



許可基準を明確にして社会貢献のための兼業を促進している事例②

地域貢献応援制度(神戸市)

(3)許可申請

- 原則として<u>活動開始予定日の1か月前まで</u>に所属長の承認を得て人事課に許可申請書等を提出
 - ① 許可申請書

(記載内容)

- ・活動の概要
- ・活動の目的・効果
- ・活動で活かしたい知識・経験
- ・所属する団体名
- ・団体の概要
- ・団体での役割
- ·活動開始予定日
- ·活動予定日時
- ・主な活動場所
- · 予定報酬年額 等
- ② 活動計画書
- ③ その他必要な書類
- 任命権者は提出書類を基に審査を実施

(4) 実績報告

- 兼業許可を受けた職員は<u>毎年度2月末日まで</u>に所属 長を通して人事課に実績報告書等を提出
 - ① 実績報告書

(記載内容)

- 活動実績
- ・報酬額(3月分は見込みで記載)
- ・次年度活動計画
- ② その他必要な書類
- 任命権者は実績報告を受けて許可基準を満たさない と判断した場合は、その理由を付して翌年度の許可 を行わない旨の通知を本人に送付



		21.6	(株式2- 株 月
地域首都北极和	(度 労利企業への役事等の制度	にかかる変更あり	中時書
PRE AN ERTH			
	< 10.20	18 ×	
		W# E	
	9	645	
		NAME.	
	-		
野村を受けておりました	七回利企業一の従事等の知識にかか	の存状の試験内容	CONT. T
おり変変します。			
	-		
\$74H	880		ra .
\$741	8.60		ra
\$ Well	8.60	*	ta
\$ # GII	gen	*	Fa
इस्वा	東 東加	*	Ea
इस्वा	X THE	*	ř a
\$1911	g esa	, at	ra .
\$14011	X e.a.	, at	Fa
80.55	5.00	(A)	ra
変更相談	5.00	**	ra
(高級数可申録書の写し)	(銀行すること	*	r a
D.各級数司申請書の写し。 (22)その映画で簡素する口	(掛けすること)		
D.各級数司申請書の写し。 (22)その映画で簡素する口	(銀行すること		
ふが然可申請書の写し(によりの味ので開送する口 のません。	(掛けすること)	奏がなく、かつその	
(G) Fの味ので飲水する口 ・ 電気点めている機と名 りません。・ 電気のでする。・ 電気のでする。	に、ティックを入めること) 数支付企業をより間に同気な利益等	最がなく、大つその	S hower
は活動で中間着かりした は下の後ので都当するに のますん。 の最初を同じていた。 最初を他们についてお はあから立た人が今前	を掛けすること に、チャッナを入れること) 原本日本で、タッチの関係の必要が利益 原本日本、タッチの関係の対すれる 中心・最初に実施が合く、よっその関係の対すれる。	最がなく、大小され わりません。 生のおそれもありま	S hower
は活動で中間着かりした は下の後ので都当するに のますん。 の最初を同じていた。 最初を他们についてお はあから立た人が今前	・掛けすること に、チェットを入れること) 数型対立機等との間に同収立刻を開 機手なく、かつさの開生かれてわる。	最がなく、大小され わりません。 生のおそれもありま	S hower

許可申請書様式 →

実績報告書様式→

【参考】社会貢献事業以外の許可基準等を設定している事例(神戸市)※地域貢献応援制度以外

不動産賃貸、太陽光発電等の場合について、具体的な許可基準や許可申請書様式を明示している事例

神戸市 運用方針及び手続き方針 通知(抄)

① 不動産又は駐車場の賃貸

- ア. 次のいずれかに該当する場合は, 自営にあたるものとして取り扱う。
- a.不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
 - ・独立家屋の賃貸については、<u>独立家屋の数が5棟以</u> 上であること (中略)
- イ. 次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる 場合に許可するものとする。
- a. 職員の占めている職と許可に係る不動産又は駐車場 の賃貸との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発 牛のおそれがないこと。
- b. 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等
- の不動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に 委ねること等により、その 職員の職務の遂行について 支障がなく、かつ、その発 生のおそれがないこと。
- c. その他公務の公正性及び 信頼性の確保に支障が生じ ないこと。

許可申請書様式(不動産等用)→



② 太陽光電気の販売

- ア. 販売に係る太陽光発電設備の<u>定格出力が10キロワッ</u> <u>ト以上</u>である場合は、自営にあたるものとして取り扱う。
- イ.次に掲げる基準のいずれにも適合するものと認められる場合に許可するものとする。
- a. 職員の占めている職と許可に係る太陽光電気の販売 との間に特別な利害関係がなく、かつ、その発生のお それがないこと。
- b. 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に支障がなく、かつ、その発生のおそれがないこと。
- c. その他公務の公正性及び 信頼性の確保に支障が生じ ないこと。



許可申請書様式 (太陽光発電用) →

許可基準に基づき具体的判断を示した事例①

兼業許可制度の目的に照らして許可基準に基づき具体的判断を示した事例

- ①公務の遂行に支障が生じないこと: 週休日、年次有給休暇等を活用すること
- ②職務の公正を確保できること: 兼業先が非営利団体であること
- ③職務の品位を損ねるおそれがないこと:報酬が社会通念上相当であること

商業活性化支援(山形県新庄市)

(活動内容)

- 主任級の職員が補助金に頼らない商店街活性化に取り組も うと、地元NPO法人「アンプ」の理事長として商店街活性 化の活動に従事。
 - ▶ 活動時間: 年50回程度(週休日、年次有給休暇等)
 - ▶ 報酬:月間3万円程度

(活動成果)

■ 商店街全体を100円ショップ に見立てるイベント「100円 商店街」を企画・開催し、 その後、全国の商店街に波及。



(公務へのフィードバック)

■ 地域活性化や中心市街地商業活性化のアドバイザーとして 全国各地を講演で巡っていたため、各地の担当者や地元住 民とコミュニケーションを図ることで得られた知識や経験 が、公務遂行に役立っている。

(兼業促進につながる取組)

■ 毎週水曜日と給料支給日を 「ノー残業デー」として設定 し、職員に周知をするとともに、定時退庁ができない職員 が多い部署を把握し、所属長への指導の徹底を図っている。 また、時間外勤務の事前命令を徹底をしている。

障がい者支援(佐賀県佐賀市)

(活動内容)

- 主事級の職員が誰もが暮らしやすい共生社会を実現しようと、任意団体「○○ (まるまる) な障がい者の会」の代表として障がい者の支援活動に従事。
 - ▶ 活動時間:週2~3日程度(週休日、年次有給休暇等)
 - ▶ 報酬:月間2万円程度

(活動成果)

■ 情報発信事業(ラジオ番組の 制作・放送)、障がい者交流 事業(いきいきサロン)等を 実施。



(公務へのフィードバック)

■ 誰一人取り残さない社会をつくっていくために、想像力を働かせて物事を見聞きするとともに、少しでも当事者の思いに寄り添い、それぞれの視点に立って考えることを市民活動を行う中で学び、その姿勢等が公務を進めるうえでも大きく役立っている。

(兼業促進につながる取組)

■ 定期的に管理職に対して年次有給休暇取得目標を周知する 等年休取得促進を図っており、平均年間取得日数は全国平 均11.5日を上回る12.8日である。

許可基準に基づき具体的判断を示した事例②

岐阜県BBS連盟の会長(岐阜県山県市)

(活動内容)

■ 課長補佐級の職員が、社会適応に悩む少年少女の更正や保護を行う団体「岐阜県BBS連盟」の会長として活動。児童養護施設を訪問し、相談受けるなどの支援を行っている。

※BBS: Big Brothers and Sisters Movementの略

▶ 活動時間:月1~2回程度(勤務時間外、年次有給休暇等)

▶ 報酬:日額1万円程度(交通費含む)

(活動成果)

■ 県が策定する非行児童等を含む再犯防止計画の策定委員会の委員に任命され、弁護士等から選ばれた他の委員と共に計画内容の審議に携わった。



(公務へのフィードバック)

■ BBS連盟の活動には学校関係者や地方公務員が多く参画しているため、所属団体を超えたネットワークができ、それぞれの職務についての交流や相談が可能となった。

(兼業促進につながる取組)

■ 組織に年次有給休暇の取得促進の意識が浸透しており、業務に支障がなければ休暇の取得がしやすい環境が構築されている。

無料学習塾の講師(A県B町)

(活動内容)

■ 主査級及び技師職の職員が、中学生の学習習慣の確立及び 学力向上を目的とした無料学習塾の学習支援員補助として 活動し、主に数学の講師を務める。

▶ 活動時間:月3回程度(講義は土曜)

▶ 報酬:日額6千円程度

(活動成果)

■ 1~3年生の40名を対象に 指導を行い、特に3年生の生 徒については、全員が志望校 へ合格するなど参加した多く の生徒の学力を向上させた。



(公務へのフィードバック)

■ 中学生への指導を通じて、他者へ説明する技術の向上、部下や後輩への指導方法の改善につながっている。

(兼業促進につながる取組)

■ 自らが行う活動に対して上司が内容を理解し、協力的な雰囲気づくりに努めている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例①

- ①<u>営利団体の役員等を兼ねること</u>、②<u>自ら営利企業を営むこと</u>、③<u>報酬を得て事務・事業に従事すること</u>のいずれにも該当しないことを明確にし、兼業許可を要さずに兼業が行われている事例(許可を要しない事例)
 - 例1) 「営利団体」には会社法上の会社等が該当するが、一般社団・財団法人等は営利活動を行うことがあるとしても主たる目的ではないため該当しないことが明確な事例
 - 例2) 「報酬」には労務等の対価に該当しない実費弁償(交通費等) は含まれないことが明確な事例

一般社団法人の役員として無報酬の活動(C県)

(活動内容)

■ 技師職の職員が、<u>一般社団法人の代表理事</u>として、障がい 者に対する雇用機会支援事業等の活動を行っている。週休 日を利用しながら、無報酬で活動に従事。

(活動成果)

■ 団体運営全般に関し、適宜助言を行うことで、事業の安定 化に寄与している。また、関係のある各種支援団体との連 絡調整にも尽力しており、県内の障がい者に向けた支援の 連携が深まっている。

(公務へのフィードバック)

■ 県内市町村が提供する各種公的サービスの内容に触れる機会が多いため、所属団体における施策の検討において、それらの知見が役立っている。

(兼業促進につながる取組)

■ 兼業を行う基準が対外的に示されており、活動するにあたって一般の住民に自らの活動を説明しやすい。

交通費を受け取りながらのプロボノ活動(鳥取県)

(活動内容)

■ 主事級の職員が、プロボノ(スキルや経験を生かした社会 貢献活動)の推進団体に参加登録。専門的な知識や資格を 持つ他の参加者に交じり、公務で培った経験を活かし、事 務処理のエキスパートとして活動に従事。<u>実費相当の交通</u> 費のみ受領している。

(活動成果)

■ 自然とのふれあいを取り入れた預かり型保育サービスを行う団体に対するプロボノ支援の中で、運営資金の確保や活動の周知方法など、課題の解決に尽力した。

(公務へのフィードバック)

■ 他業種の人材と共にアイデアを出しながら活動することで、 行政にはない発想や着眼点に触れたり、既存の行政サービ スの改善や推進につながる情報を得たりすることができ、 それらを日々の業務に活用している。

(兼業促進につながる取組)

■ 積極的な地域活性化活動として県知事が表彰を行い、他の 職員の社会貢献活動への意欲向上につなげている。

兼業許可を要しない行為であることが明確な事例②

- 例3)<u>継続的又は定期的ではない単発的な講演等に対する謝礼</u>であって、許可が必要な兼業に<u>該当しない</u> ことが明確な事例
- 例4)<u>消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可を受けた消防団の活動</u>であって、許可が必要な兼業 に<u>該当しない</u>ことが明確な事例

単発の講演活動(D県)

(活動内容)

■ 主事級の職員が、母校である大学の就職セミナーで講師を 務めた。同校卒業から5年前後の社会人という条件に基づ き選出されて<u>単発で引き受けた</u>もので、講演の謝礼は8千 円程度。

(活動成果)

■ 就職活動中の学生を前に、自身の就職活動における体験談を交えながら、社会人になるための心構えなどを講義したほか、学生からの質疑にも対応した。

(公務へのフィードバック)

■ 講演終了後、大学の就職課から、学生達の就職活動に関する意識や動向についての情報を得ることができたので、所属の採用担当者へ情報を提供した。

(兼業促進につながる取組)

■ 講師派遣や原稿執筆の依頼を受けた場合の対応方法について、マニュアルが示されている。

消防団の活動(E県F町)

(活動内容)

■ 係長級以下の多くの職員が、<u>消防団等充実強化法の規定に基づく申請・認可</u>を受けて、町の消防団員として、火災発生時の消火活動や、火災予防・水防活動、**遭**難者等の捜索活動に従事している。

(活動成果)

■ 定期的な訓練と設備の点検を行っており、火災発生時には 迅速な消火活動を行うことができた。また、近年は消防団 員のなり手不足が問題となっていたため、地域の若者に消 防団への勧誘活動を行い、団員数の増加に貢献した。

(公務へのフィードバック)

- 町の八ザードマップの更新作業や防災訓練の計画策定作業 に関してアドバイスを行った。
- ※ 消防団等充実強化法(消防団を中核とした地域防災力の 充実強化に関する法律(平成25年法律第110号))第10条 第1項において、職員から消防団員との兼職の申請があった 場合は、職務の遂行に著しい支障がある場合を除き、任命 権者はこれを認めなければならないこととされているほか、 同条第2項では、地方公務員法第38条第1項に基づく任命権 者の許可は不要とされている。

\bigcirc [家公務員の兼業許可に係る法令等 昭

(国家公務員法第百三条関

係

1和二十二年法律第百二十号 (抄

国家公務員法

- 石三条 若しくは評議員の職を兼ね、 むことを目的とする会社その他の団体の役員、顧問 んではならない。 を目的とする私企業(以下営利企業という。)を営 (私企業からの隔離 職員は、商業、 工業又は金融業その他営利 又は自ら営利企業を営
- 2 合には、これを適用しない。 前項の規定は、人事院規則の定めるところによ 所轄庁の長の申出により人事院の承認を得た場
- 3 徴することができる。 員に対し、人事院は、人事院規則の定めるところに により、当該企業の経営に参加し得る地位にある職営利企業について、株式所有の関係その他の関係 株式所有の関係その他の関係について報告を 2
- るときは、 の存続が、その職員の職務遂行上適当でないと認め項の報告に基き、企業に対する関係の全部又は一部、 人事院は、人事院規則の定めるところにより、前 その旨を当該職員に通知することができ
- ることができる。 いて不服があるときは、その通知を受領した日の翌 から起算して三月以内に、 前項の通知を受けた職員は、その通知の内容につ 人事院に審査請求をす
- えについて、それぞれ準用する。 第九十二条の二の規定は第四項の通知の取消し 項の規定は前項の審査請求のあつた場合について、 第九十条第三項並びに第九十一条第二項及び第三 の訴
- 同項の審査請求について調査した結果、通知の内容第五項の審査請求をしなかつた職員及び人事院が が正当であると裁決された職員は、 人事院規則の定める期間内に、 人事院規則の定

昭和二十五年人事院規則 四四

(営利企業の役員等との兼業)

これを承認することができない。 る場合のほかは、法第百三条第二項の規定により、 神に反しないと認められる場合として人事院が定め 遂行に支障がないと認められる場合であって法の精 おそれがなく、かつ、営利企業に従事しても職務の 該営利企業との間に特別な利害関係又はその発生の 委任を受けた者は、その職員の占めている官職と当 いう。)については、人事院又は次項の規定により は自ら営利企業を営むこと(以下「役員兼業等」と 他の団体の役員、顧問若しくは評議員の職を兼ね又 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その

職員に委任することができる。 轄庁の長等は、その委任された権限を部内の上級の(以下「所轄庁の長等」という。)に委任する。所 を与える権限を所轄庁の長又は行政執行法人の長 いては、自ら営利企業を営むことの承認に限る。) 役員兼業等に承認(次に掲げる職員以外の職員につ 人事院は、法第百三条第二項の規定により職員の

- イ - 行政職俸給表(一)の職務の級七級以下の職給与法の適用を受ける職員で次に掲げるもの
- 口 専門行政職俸給表の職務の級五級以下の職員 行政職俸給表 (二) の適用を受ける職員
- 税務職俸給表の職務の級七級以下の職員
- ホ 公安職俸給表 (一) の職務の級八級以下の職
- 公安職俸給表 の職務の級七級以下の職
- \vdash 海事職俸給表 の職務の級六級以下の職

チ 海事職俸給表 の適用を受ける職員

人事院規則 昭和 和三十一年八月二十三日付職職 一四―八(営利企業の役員等との兼業)の運用について

-五百九

十九

第1項関係 1 は、 「営利企業を営むことを目的とする会社その他の団 商業、

工業、

金融業等利潤を得てこれを構成員に配分する

体」と

2 う。 ことを主目的とする企業体をいう。会社法(平成一七年法律第 執行する社員、 で、 八十六号)上の会社のほか、法律によって設立される法人等 「役員」とは、取締役、執行役、会計参与、監査役、業務を 主として営利活動を営むものがこれに該当する。 理事、監事、支配人、発起人及び清算人をい

3 のと客観的に判断される場合もこれに該当する。 をいう。なお、名義が他人であつても本人が営利企業を営むも 「自ら営利企業を営むこと」(以下「自営」という。 職員が自己の名義で商業、工業、 金融業等を経営する場合

- 4 るものとして取り扱うものとする。 に定める場合に該当するときは、当該事業の経営を自営に当た 前項の場合における次の各号に掲げる事業の経営が当該各号
- 客観的に営利を主目的とすると判断される場合 牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等 大規模に経営され
- 一 不動産又は駐車場の賃貸 次のいずれかに該当する場合
- (1) 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合
- あること。 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上で
- 口 ること。 できる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であ 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することが
- 土地の賃貸については、 賃貸契約の件数が10件以上で
- 楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること。 賃貸に係る不動産が劇場、 映画館、 ゴルフ練習場等の娯
- ホ るものであること 賃貸に係る建物が旅館、 ホテル等特定の業務の用に供す

か、又はその官職を退かなければならない。 その企業に対する関係の全部若しくは一部 を絶 0

> IJ 教育職俸給表 (一) の職務の級三級以下 -の職

ヌ

研究職俸給表の職務の級四級以下の職員教育職俸給表(二)の適用を受ける職員

ヲ 医療職俸給表 (一) の職務の級二級以下の職

ワ 医療職俸給表 の職務の級七級以下の職

医療職俸給表(三)の適用を受ける職員

力 福祉職俸給表の適用を受ける職員

二 任期付研究員法第三条第一項第二号の規定によタ 専門スタッフ職俸給表の職務の級一級の職員 り任期を定めて採用された職員

副検事

行政執行法人の職員

3 者が第一項の規定により与えた承認の状況を人事院 毎年一回、当該所轄庁の長等又はその委任を受けた に報告しなければならない。 所轄庁の長等は、人事院の定めるところにより、

の与えた承認が第一項の規定に反すると認める場合 には、これを取り消すことができる。 人事院は、所轄庁の長等又はその委任を受けた者

時間については給与を減額する。 その勤務時間をさく場合においては、さかれた勤務 認又は許可を得て官職以外の業務に従事するために 職員が法第百三条又は法第百四条の規定による承

的職員については、法第百三条第一項の規定は適用 短時間勤務の官職を占める職員を除く。)及び臨時 非常勤職員(法第八十一条の五第一項に規定する

は、事務総長が定める。 この規則に定める承認の手続に関し必要な事項

(2) 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場である

ے کے° 駐車台数が10台以上であること。

(3) 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額 入の額の合計額)が年額500万円以上である場合 を併せて行つている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収 (これら

(4) (1) 又は(2) に掲げる不動産等の賃貸と同様の事情 にあると認められる場合

三 太陽光電気 (太陽光発電設備を用いて太陽光を変換して得 発電設備の定格出力が10キロワット以上である場合 られる電気をいう。以下同じ。)の販売 販売に係る太陽光

げる基準のいずれにも適合すると認められるとき。 「人事院が定める場合」は、次に掲げる場合とする。 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合で、 次に掲

(2) 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不 (1) 職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間 動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。 等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らかで

こと。 (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない あること。

一 太陽光電気の販売に係る自営を行う場合で、 準のいずれにも適合すると認められるとき。 次に掲げる基

(1) 職員の官職と承認に係る太陽光電気の販売との間に特別 な利害関係又はその発生のおそれがないこと

(2) 太陽光発電設備の維持管理等の太陽光電気の販売に係る 支障が生じないことが明らかであること。 管理業務を事業者に委ねること等により職員の職務の遂行に

三 不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業 (3) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない

(1) 職員の官職と当該事業との間に特別な利害関係又はその に係る自営を行う場合で、 すると認められるとき。 次に掲げる基準のいずれにも適合

発生のおそれがないこと。

- (2) 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者と とが明らかであること。 していること等により職員の職務の遂行に支障が生じないこ
- (3) 当該事業が相続、 遺贈等により家業を継承したものであ
- (4) その他公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じない

6

- いう。 等を行う場合、国税の査定、徴収を行う場合等監督関係若しく は権限行使の関係又は工事契約、物品購入契約等の契約関係を 許等を行う場合、生産方式、規格、経理等に対する検査、監査 行う場合、物件の使用、権利の設定等について許可、認可、 前項の「特別な利害関係」とは、補助金等の割当、 免
- 第2項関係 7 自営の承認を受けた職員が昇任、 後1月以内に改めて承認を受けなければならない。 更があつた場合には、当該官職の異動又は自営の内容の変更の り官職に異動を生じた場合(異動前後の自営の承認権者が同 がないと認めるときを除く。)又は承認に係る自営の内容に変 る自営との間においても特別の利害関係又はその発生のおそれ である場合であつて、当該承認権者が異動後の官職と承認に係 転任、配置換、併任等によ

第3項関係 なるものであるから、本項の規定により権限を再委任する場合 には、任命権の委任と必ずしも一致させる必要はない。 この規則により承認しまたは許可する権限は、任命権とは異

- えた承認について、次に掲げる事項を記載して行うものとす この項の規定による報告は、毎年1月末日までに、前年に与 承認を与えた職員の氏名、 所属、 官職、 適用俸給表及び職
- 承認を与えた年月日
- 三 承認を与えた事業に係る次の事項
- 不動産等賃貸の場合 賃貸する不動産等の種類、件数及び規模の内訳
- 賃貸する不動産等の種類ごとの賃貸料収入の予定年額

- 賃貸する不動産等の管理の方法
- 太陽光電気の販売の場合
- 販売に係る太陽光発電設備の定格出力
- 収入の予定年額
- 販売に係る管理の方法
- 不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業の場合
- 事業の名称、内容及び所在地 事業の業務の遂行の方法
- 事業の継承の事由
- 収入の予定年額

第7項関係

るものとする。 該自営兼業承認申請書には、それぞれ次に掲げる資料を添付す 係)を承認権者に提出するものとする。この場合において、当 認申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関 の事業に係る自営にあつては別紙第3の様式による自営兼業承 売関係)、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売以外 は別紙第2の様式による自営兼業承認申請書(太陽光電気の販 係る自営にあつては別紙第1の様式による自営兼業承認申請書 (不動産等賃貸関係)、 自営の承認を申請する場合には、不動産又は駐車場の賃貸に 太陽光電気の販売に係る自営にあつて

- 自営兼業承認申請書(不動産等賃貸関係)の場合
- 2 (1) 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等 の状況を明らかにする書面
- 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
- (3) 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不 る書面 動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにす

(4) 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義

である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員と

5 職員の人事記録の写し

の続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合

- (6) その他参考となる資料
- 自営兼業承認申請書(太陽光電気の販売関係)の場合
- (1)太陽光発電設備の仕様書の写し等太陽光電気の販売に係 る太陽光発電設備の定格出力を明らかにする書面

(6) その他参考となる資料(5) 職員の人事記録の写しの続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合	である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員と(4)事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義らかにする調書	していることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明(3)職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者と要を明らかにする書面	(2)事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概(1)職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面以外の事業関係)の場合	三 自営兼業承認申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売(6)その他参考となる資料(5)職員の人事記録の写し	の続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員と(4)事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義	の販売に係る管理業務の方法を明らかにする書面(3)事業者に管理業務を委託する契約書の写し等太陽光電気容を明らかにする書面(2)太陽光電気の販売契約書の写し等太陽光電気の販売の内

別紙第1

自営兼業承認申請書(不動産等賃貸関係)

又書番号				令和	牛	月	H
(承認権者)			殿				
				(所轄庁の	の長等)		P
下記につい	て、国	家公務員法	第103条第	第2項の規定	官により、自	営に係る	承認を
申請します。							
1 兼業職員							
氏名(ふりがた	な)			生年月日	年	月	日
2 官職等							
官職名							
	(職務)	内容)					
所属							
俸給		職俸給表	()	級			
3 兼業先							
賃貸する不動産	産等	建物	(独立家屋)		棟 延べ床面	ī積	m^2
			(マンション	等)	室 延べ床面	ī積	m^2
			所在地				
		土地	貸付件数		件 面積合計	-	m^2
			用途	所	在地		
		駐車場	駐車台数		台 設備の有	「無 有□	無口
			所在地				
		その他	(娯楽集会、	遊技等のため	かの設備を設!	けた不動産)	
			種類		件数·規模		
			所在地				
			(旅館、ホテ	ル等特定の賞	養務の用に供	する建物)	
			種類		件数·規模		
			所在地				
賃貸料収入の	予定年	合 計				円	
額		建物	(独立家屋)			円	
			(マンション	等)		円	
		土地				円	
		駐車場				円	
		その他				円	
不動産又は駐車	車場の						
賃貸に係る管理	里業務						
の方法							

4	職員の官職と承認に係る不動産又は駐車場の賃貸との間の特別な利害関係の有無
5	職員の職務の遂行への支障の有無
6	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無 その他参考事項

職員署名欄

上記の記載は真実かつ正確であります。

令和 年 月 日

署名

 \bigcirc

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

別紙第2

自営兼業承認申請書(太陽光電気の販売関係)

文書番号				令和	年	月	日
(承認権者)			殿				
				(所轄庁の長等	等)		
下記につい	いて、国	家公務員法第	103条第	2項の規定に。	より、自営	営に係る方	承認を
申請します。							
1 兼業職員							
氏名(ふりが	ぶな)			生年月日	年	月	日
2 官職等							
官職名	(職務)	为容)					
所属							
俸給		職俸給表()	級			
3 兼業先							
太陽光電気の見	販売に係	設備の所在地					
る太陽光発電	設備の設						
置状況		発電出力				kW	
		運転開始年月					
		日(予定日)		年	月	日	
収入の予定年額	額					円	
		年間販売量					
		(見込み)			kV	Wh/年	
		販売価格			Į.	∃∕kWh	
太陽光電気の見	販売に係						
る管理業務の	方法						
4 職員の官	7職と承認	以に係る太陽光電	 氢気の販売と	の間の特別な利害	ド関係の有 額	無	
5 職員の職	機の遂行	「への支障の有無	Ħ.				

6	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7	その他参考事項

職員署名欄

上記の記載は真実かつ正確であります。

令和 年 月 日

署名

 \bigcirc

- (注1) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。
- (注2)発電出力は、太陽電池モジュール又はパワーコンディショナーの定格出力のうちいずれか 小さい方を小数1桁まで記載すること。

別紙第3

自営兼業承認申請書(不動産等賃貸及び太陽光電気の販売以外の事業関係)

文書番号					令和	年	月	日
(承認権者)			殿					
					(所轄庁の長	等)		
下記につい	ハて、国	国家公務員法	第10	3条第2	項の規定に	より、自	営に係る	承認を
申請します。								
1 兼業職員	į							
氏名(ふりが	な)				生年月日	年	月	日
2 官職等								
官職名								
	(職務	内容)						
所属								
俸給		職俸給表	()		級			
3 兼業先								
事業の名称								
所在地								
事業内容								
収入の予定年	額				円			
使用人の人数	及び							
職員との続柄	ĵ.							
事業の用に供	する							
土地、建物等								
設の種類・規	模及							
び機械等の機	器の							
種類・数量								
職員が必要と								
事業への関与								
容及びその業	務へ							
の従事時間								
当該事業の継	経承の							
事由								

4	職員の官職と承認に係る事業との間の特別な利害関係の有無
5	職員の職務の遂行への支障の有無
6	その他公務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
0	との個名物の名並任及び旧模性の権体 の文庫の行点
7	その他参考事項

職員署名欄

上記の記載は真実かつ正確であります。

令和 年 月 日

署名

A

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

\bigcirc
国家
公務員
見の
兼業許可に係る法令等
法令等(国家
公務員法
第百四名
四条関係)

(他の事業又は事務の関与制限) 第百四条 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員、顧問若しくは事務を行うにも、内閣総理大臣及びその職員の所轄庁の長の許可を要する。	国家公務員法(抄)昭和二十二年法律第百二十号
(権限の委任) 第一条 内閣総理大臣は、次に掲げる職員に関する国家公務員法第百四条の規定による許可(以下「兼業の許可」という。)に関する名をでは、次に掲げる職員の一一般職の職員の給与に関する法律での長に委任することができる。一一般職の職員で次に掲げるものイ その属する職員で次に掲げるものイ その属する職務の級が再門行政職俸給表の一分の人級以下の級である職員を行うの人級以下の級である職員を一一の属する職務の級が公安職俸給表の一分の点する職務の級が公安職俸給表の高用を受ける職員を、その属する職務の級が公安職俸給表の過用を受ける職員を、その属する職務の級が公安職俸給表の適用を受ける職員を、その属する職務の級が海事職俸給表の適用を受ける職員を、その属する職務の級が海事職俸給表の適用を受ける職員を行うの属する職務の級が医療職俸給表の適用を受ける職員を行うの出級以下の級である職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員の大級以下の級である職員を行る職員を行る職員を行る職務の級が医療職俸給表の適用を受ける職員を行る職員を行る職員を行る職務の級が医療職俸給表の適用を受ける職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員を行る職員を行	職員の兼業の許可に関する政令昭和四十一年政令第一五号
(兼業の許可の基準) 第一条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、 新音四条の団体、事業又は事務との間に 特別の利害関係がなく、又はその発生の おそれがなく、かつ、職務の遂行に支障 おそれがなく、かつ、職務の遂行に支障 おそれがなく、かつ、職務の遂行に支障 おそれがなく、かつ、職務の遂行に支障 がないと認めるときに限り、許可することができる。 (内閣総理大臣に対する申請) 第三条 内閣総理大臣に対する東業の許可 の申請は、所轄庁の長を経由しなければならない。 (許可台帳の整備) とができる。 (許可台帳の整備) 第四条 内閣総理大臣及び所轄庁の長は、当該兼業の許可に関する台帳を備え、 これに次に掲げる事項を記載するものと する。 一 許可年月日 二 職員の氏名及びその占める官職並び その属する職務の級 三 兼業先及びその職名	職員の兼業の許可に関する内閣官房令昭和四十一年総理府令第五号
第一 許可権限の委任に関する事項 第一 許可権限の委任に関する内閣総理大臣の権限の所轄庁の長への委任については、政令第一条(権限を部内の職員に委任することにより、教育職俸給表の適用を受ける財政を持っては、従来どおりであること。 第三 前轄庁の長が、委任された兼業の許可に関する中間をさくとの規定されていないが、これについては、兼業の許可に関する事項 に対り、教育職俸給表の適用を受けたと。 第三 前の長の承認を得なければ、前の免の下間関が表明記すること。 第三 許可基準に関する事項 第三 許可基準に関する事項 第三 許可基準に関する事項 第三 許可基準に関する事項 第三 許可基準に関する事項 第三 許可基準に関する事項 第一条(兼業の許可に関する場合には、兼業の許可に関する事項 第一条(兼業の許可に関する事項 では、さ がとされたいこと。 第三 許可基準に関する事項 第一条(兼業の許可に関する事項 では、 第三 許可基準に関する事項 第一条 (兼業の許可に関する事項 であること。 の規 第三 が 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表 の 表	職員の兼業の許可について(通知)昭和四十一年二月十一日付総人局第九十七号

ける職員 専門スタッフ職俸給表の適用を受 福祉職俸給表の適用を受ける職員

与及び勤務時間の特例に関する法律へ一般職の任期付研究員の採用、給 の適用を受ける職員 第一項又は第二項に規定する俸給表 (平成九年法律第六十五号) 第六条

副検事

号)第二十八条の五第一項に規定する短 員法(昭和二十五年法律第二百六十一 時間勤務の職を占める職員を除く。)の の規定により置かれる委員又は地方公務 より置かれる委員会の委員若しくは同項 七号)第百三十八条の四第一項の規定に か、職員が地方公共団体の非常勤の職員 するその権限を当該職員の所轄庁の長に 職を兼ねる場合における兼業の許可に関 (地方自治法 (昭和二十二年法律第六十 内閣総理大臣は、前項の規定によるほ

(職務専念義務の免除)

委任することができる。

とができる。 振られた正規の勤務時間の一部をさくこ ときは、その許可の範囲内で、その割り 職員は、兼業の許可が与えられた

(非常勤職員及び臨時的職員に関する特

職員については、 官職を占める職員を除く。)及び臨時的 一条の五第一項に規定する短時間勤務の 適用しない。 非常勤職員(国家公務員法第八十 同法第百四条の規定

わらず、

閣総理大臣の権限は、前項の規定にかか する場合における兼業の許可に関する内

当該職員の所轄庁の長に委任す

(権限の委任)

五条 任する。 臣の権限は、当該職員の所轄庁の長に委 における兼業の許可に関する内閣総理大 が同条第二項に規定する職を兼ねる場合 以外のものに関する兼業の許可及び職員 (昭和四十一年政令第十五号) 第一条第 項各号に掲げる職員で次に掲げるもの 職員の兼業の許可に関する政令

その属する職務の級が研究職俸給表 の五級又は六級である職員

二 その属する職務の級が医療職俸給表 (一) の三級、四級又は五級である職

三 その属する職務の級が専門スタッフ 職員 職俸給表の二級、三級又は四級である

の活性化に関する法律(平成二十年法律る職員で科学技術・イノベーション創出 同研究等その他これに類する研究に従事 員であるものが同法第十七条第一項の共 第六十三号)第二条第十二項の研究公務 前項第一号、第二号又は第四号に掲げ に規定する俸給表の適用を受ける職員 成九年法律第六十五号)第六条第一項 及び勤務時間の特例に関する法律 ·· 伞

3

第四

一般職の任期付研究員の採用、

れるとき。れるとき。しまらの作率に悪影響を与えると認められるとき。 (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、

(4) 兼業する事業の経営上の責任者となると (3) 兼業しようとする職員が在職する国の機 物品の購入等の特殊な関係があるとき。 査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、 関と兼業先との間に、免許、認可、許可、 検

(5) 兼業することが、国家公務員としての信 おそれがあると認められるとき。用を傷つけ、または官職全体の不名誉となる き。

期間について与える取扱いとされたいこと。 兼業の許可は、原則として、二年をこえない 申請に関する事項

項については留意されたいこと。 続は、従来のものと差異はないが、特に次の事 (1) 申請する場合には、相当の期間をおい 内閣官房令で定められた申請の方法および手 て、事前に行なわなければならないこと。

(2) 申請する場合には、内閣官房令別記様式 ならないこと。 で定められた兼業許可申請書によらなければ

(3) 内閣総理大臣に対する申請は所轄庁の長 その旨を明示した兼業許可申請書を二通提出 を経由しなければならず、また、この場合に おいて所轄庁の長は当該兼業の許可を与え、 しなければならないこと。

五 許可台帳に関する事項

第

1 2 台帳を備えなければならないこと。 に基づき、所轄庁の長は、兼業の許可に関する 許可台帳は、兼業先を次のように区分して許 内閣官房令第四条(許可台帳の整備)の規定

可年月日順に調製すること。

(2) 地方公共団体

(3)学校(上記以外のものに属するもの)

- $\widehat{4}$ 研究所 (同上)
- (5) 営利企業
- (6) その他

第六 官職に異動が生じた場合に関する事項 質的な官職の異動がなく、かつ、政令第一条五級から六級に昇格しただけの場合のように実 行なわせるものとすること。 がないような場合等は、除外するものとするこ の委任)の規定により許可権者についても異動 ければならないこと。 兼業するときは、必ず新たに許可を受けさせな であるから、官職に異動が生じた後も引き続き ている官職との関係を考慮して与えられるもの については、兼業の許可は当該職員の現に占め 換等により官職を異動した場合における取扱い (権限の委任)および内閣官房令第五条(権限 (一) の適用を受ける職員の属する職務の級が 前記1の場合において、例えば行政職俸給表 前記の許可の更新は、 兼業の許可を受けた職員が昇任、転任、 当該異動後一月以内に 、配置 14

3

2

に許可したものについては七月三十一日まで関して、毎年一月一日から六月三十日までの間 許可権限が所轄庁の長に委任されているものに(権限の委任)の規定により、内閣総理大臣の 第一条(権限の委任)および内閣官房令第五条 兼業の許可を申請してきたもののうち、 兼業の許可状況の報告に関する事項

内閣人事局へ報告すること。

でに、許可台帳調製の区分別の件数を内閣官房

に許可したものについては翌年一月三十一日ま に、毎年七月一日から十二月三十一日までの間 第七

閣人人第二百二十五号平成三十一年三月二十八日付

許可基準に関する事項について(通知)「職員の兼業の許可について」に定める

1

・食ぎしているなほの建長、食業との事業がられるとき。」についてめ、職務遂行上その能率に悪影響を与えると認い、12(2)兼業による心身の著しい疲労のた

東業しようとする職員の健康、兼業する事業 東業時間数」という。)、官職における超過 動務時間を含めた勤務の状況等を考慮して、昭 和41年通知第三の2(2)に該当するかを判断 するものとする。なお、兼業しようとする職員 について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月 について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月 について、兼業時間数が、週8時間又は1箇月 について、東業時間数が、週8時間又は1箇月 について、東業時間数が、週8時間とは、昭 本30時間を超えるとき、また、勤務時間数(以下 工1年通知第三の2(2) に該当するものとする。

(2)「2(5)兼業することが、国家公務員として(2)「2(5)兼業する事業又は事務及び③兼の信用を傷つけ、または官職全体の不名誉となの信用を傷つけ、または官職全体の不名誉とない。

① 兼業先について

体」という。)についてア)営利企業以外の団体(以下「非営利団

として、昭和41年通知第三の2(5)にこれらの非営利団体については、原則立大学法人、地方独立行政法人等」国、地方公共団体、独立行政法人、国

ii)公益社団法人、公益財団法人、社会福

該当しないものとする。

15

これらの非営利団体については、以下法人、特定非営利活動法人等

のいずれかに該当する場合に、原則とし

て、昭和41年通知第三の2(5)に該当

計算書等により確認することができなる)非営利団体がその設立目的に沿ったするものとする。

b)非営利団体又はその役員若しくは役いとき。

iii)一般社団法人、一般財団法人、自治会「条第1号に該当するとき。(国と民間企業との間の人事交流)第員であった者が、人事院規則21―0

等・町内会、マンション管理組合、同窓会・町内会、マンション管理組合、同窓会3)一般社団法人、一般財団法人、自治会

するものとする。
て、昭和41年通知第三の2(5)に該当のいずれかに該当する場合に、原則としてれらの非営利団体については、以下

おそれがあると認められるとき。 つけ、または官職全体の不名誉となるの目的が国家公務員としての信用を傷

等の資料がHP等により国民に広く公計算書等により確認することができないとき。 いとき。

7条第1号に該当するとき。(国と民間企業との間の人事交流)第員であった者が、人事院規則21―0日、非営利団体又はその役員若しくは役

表されていないとき。

イ)営利企業について

められる兼業先において、和41年通知第三の2(5業する事業又は事務につい	款に記載さ		体の不名誉となるおそれがないと認	場合には、昭和41年通知第三の2	当しないものとする。	③ 兼業することによって得る報酬に	兼業することによって得る報酬と	会通念上相当と認められる程度を超える額で	ある場合には、昭和41年通知第三	に該当するものとする。	なお、国家公務員倫理規程(平成	令第101号)第9条第2項に基づ	関係者からの依頼に応じて行う講演	ては、倫理監督官により報酬基準が	ていることを踏まえ、利害関係者か	に限らず、同様の事業又は事務を行	おいては、当該報酬基準を超える場	昭和41年通知第三の2(5)に該当	とする。			② (3) 当場体公事定と昭おにてて関令 にあ会 兼し合の務款認昭和いは係第な該る通兼し合の務務款認和業元のよる、者1お当場念業業なに不員をにめ和業元	(5) に該当するものとする。 (5) に該当するものとする。 (5) に該当しない (6) には、昭和41年通知第三の2(5) に該当しない (6) には、昭和41年通知第三の2(5) に該当するものとする。 (6) には、昭和41年通知第三の2(5) に該当しない (6) がいては、当該報酬基準を超える場合には、昭和41年通知第三の2(5) に該当しない (6) がいては、当該報酬基準を超える場合には、昭和41年通知第三の2(5) に該当しない (5) に該当するものとする。 (6) に該当するもの (6) に該当するもの (7) に該当するもの (7) に該当するもの (7) に該当するもの (7) に該当するもの
--------------------------------------	-------	--	------------------	------------------	------------	-------------------	-----------------	----------------------	------------------	-------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	------	--	--	---	--

(別記様式) (表)

兼業	許 可 申 請	書			
(注意) □のついた項目は該当する□の中	ロにレ印を入れ、数	数字は算用数字	を使っ	てくだ	さい。
(内閣総理大臣) (所轄庁の長)	 殿 殿		年	月	日
	(F	申請者)			
国家公務員法第104条の規定により所	轄庁の長及び内閣	閣総理大臣の割	中可を日	申請しま	きす。
1申請者について	Г				
氏名(ふりがな)	生年月日		年	月	日生
	現住所				
2官職について					
所属局課名		職務内容と	責任の	程度	
所在地					
官(役)職名					
俸 給	/az = 1 /±				
職俸給表 () <u> </u>	級 号俸				
勤務時間から	まで				
平均して、1月 日、1日	時間				
週延べ	時間				
L 3 兼業先について					
勤務先		兼業先の事	業内容	ξ	
所在地		(兼業先の国	区分:)
職名					
報 酬					
□月収 □年収 □その他	円				
勤務時間		職務内容と	責任の	程度	
□常勤 □非常勤 から	まで				
平均して、1月日、1日	時間				
週延べ	時間				
 兼業予定期間 □新規 □継続					
	lから				
年 月 日	まで				

(裏)

4 兼業が官職に与える影響			
割り振られた正規の勤務時間の一部を割く必要のある場合は、を記入すること。	割く	時間数	
5 兼業を必要とする理由			
上記の兼業を許可する。	F	н	
	年	月	日
(所轄庁の長)			印
			•
上記の兼業を許可する。	F	п	П
	年	月	日
(内閣総理大臣)			印